

後期高齢者医療 被保険者証と 保険料決定通知書を送付

均等割額の軽減 【表2】

軽減の要件	軽減割合		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯の総所得金額等の合計額が33万円以下	8.5割	7.75割	7割
上記世帯のうち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、他の所得がない	8割	7割	
世帯の総所得金額等の合計額が33万円+(28.5万円×被保険者数)以下	5割		
世帯の総所得金額等の合計額が33万円+(52万円×被保険者数)以下	2割		

被保険者証を送付
後期高齢者医療被保険者の皆さんに被保険者証(うぐいす色・写真)を7月中に送り



保険料の決定方法
令和2年度保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

【表1】
なお、所得の低い人については保険料の軽減措置【表2】があります。

保険料の支払方法
保険料は、年金からの天引き(特別徴収)、または口座

保険料の算定方法 【表1】

年間保険料(限度額64万円)	
均等割額 (被保険者1人あたり) 53,110円	所得割額 { 総所得金額等 - 基礎控除額 (33万円) } × 9.98%

1カ月の自己負担限度額 【表3】

負担割合	所得区分	外来(個人単位)の限度額	
		外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
3割負担	住民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上 252,600円+1%(※2) [140,100円]	1%(※2) (※3)
	現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+1%(※4) [93,000円]	(※3)
	現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+1%(※5) [44,400円]	(※3)
1割負担	住民税非課税世帯	一般 18,000円 [年間上限144,000円]	57,600円 [44,400円](※3)
	低所得Ⅱ 低所得Ⅰ(※1)	8,000円	24,600円 15,000円

※1 世帯全員が住民税非課税で、かつ所得(必要経費等控除後)が0円の人
 ※2 「+1%」は総医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算
 ※3 過去12か月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の限度額
 ※4 「+1%」は総医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算
 ※5 「+1%」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算

▽特別徴収の場合
4月・6月・8月は、前々年の所得で計算した保険料(仮算定)を天引きします。
10月・12月・2月は、前年所得に基づいて再計算した保険料と仮算定分の差額を天引きします。

▽9割負担の場合
たは納付書で金融機関等へ納めてください。
被保険者(国民健康保険、国民健康保険組合は除く)で、保険料を負担していただけた人については、保険料の所得割額は、保険料の所得割額から、均等割額も資格取得後2年間は5割軽減されます。

より負担割合が1割になります。
▽軽減要件
①世帯に被保険者が1人で、収入金額が38.3万円未満。
②世帯に被保険者が2人以上で、収入金額の合計が52.0万円未満。
③世帯内に被保険者が1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人を含めた合計収入金額が52.0万円未満。
▽申請に必要なもの
被保険者証、マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類、本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類(源泉徴収票、確定申告書の写しなど)、印かん

医療費が高額になったとき
1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超える部分が高額療養費として支給されます【表3】。該当する人には、申請書を送付しますので、忘れずに申請してください。
※差額ベッド代など、保険診療外のものは対象外です。
なお、低所得Ⅰ・Ⅱと現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をする

問国保医療課医療係(☎983-2976)

福祉医療

8月からの 新受給者証を送付

現在交付している老人医療(満65歳~69歳)、ひとり親家庭医療、重度障がい者(児)医療の各福祉医療受給者証の有効期限は、令和2年7月31日で終了します。8月以降に医療機関で受診される際は、7月末までに送付する新しい受給者証を使用してください。
重度心身障がい老人健康管理事業についても該当する人にシールを郵送します。
なお、令和元年度は所得制限などで福祉医療、重度心身障がい老人健康管理事業に非該当だった人で、令和元年中の所得が減少したなど、令和2年8月以降に新たに該当する場合は、受給者証交付申請書を提出してください。
福祉医療などは、所得制限額(表)および医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当

所得制限額

区分	扶養人数	世帯全員が所得税非課税			
		0人	1人	2人	以降1人につき
老人医療	本人	3,604千円以下	3,984千円以下	4,364千円以下	380千円加算
	扶養義務者	6,287千円未満	6,536千円未満	6,749千円未満	213千円加算
ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	2,360千円未満	2,740千円未満	3,120千円未満	380千円加算

※上記の額は、令和元年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料等を差し引いた額です。

詳しくはお問い合わせください。
▽申請に必要なもの
健康保険証、印かん、戸籍謄本(ひとり親家庭の場合)、身体障害者手帳、または療育手帳(重度障がい者<児>)、重度心身障がい老人健康管理事業対象者の場合)
老人医療負担金貸付金のお知らせ
市内在住の後期高齢者医療被保険者、および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。
貸し付けには、所得・世帯状況等要件があります。詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険限度額
適用認定証の更新は
8月に
8月1日から有効の限度額適用認定証の申請を8月3日(月)から受け付けします。8月以降も認定証が必要な場合は申請してください。
問国保医療課国保係(☎983・2962)